

久留米市民交流センター
指定管理者募集要項

参考資料

平成30年7月

久留米市
総務部財産管理課

<参考資料目次>

資料1	久留米市民交流センター利用状況	3
資料2	久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	7
資料3	久留米市公の施設の指定管理者の 指定の手續等に関する条例施行規則	11
資料4	久留米交流センター条例	16
資料5	久留米交流センター条例施行規則	22
資料6	久留米市個人情報保護条例	30
資料7	久留米市情報公開条例	53
資料8	久留米市行政手續条例	70
資料9	久留米交流センター指定管理者リスク分担一覧表	86

久留米市民交流センター利用状況

(1) 平成 29 年度 市民交流センター部屋別利用人数及び利用件数

			年間合計 (休館日は除く)	土曜日・日曜日 祝日・休日 (休館日は除く)	月曜日～金曜日 (休館日・祝日・休日 は除く)
301 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	4,689 (2,813)	1,818 (1,032)	2,871 (1,781)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	266 (163)	95 (51)	171 (112)
		公用使用率	61.3%	53.7%	65.5%
302 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	357 (357)	113 (113)	244 (244)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	348 (348)	104 (104)	244 (244)
		公用使用率	100.0%	100.0%	100.0%
303 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	3,880 (2,714)	1,466 (907)	2,414 (1,807)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	262 (209)	85 (62)	177 (147)
		公用使用率	79.8%	72.9%	83.1%
304 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	1,921 (1,086)	1,091 (776)	830 (310)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	177 (94)	80 (46)	97 (48)
		公用使用率	53.1%	57.5%	49.5%
305 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	5,750 (3,724)	2,646 (1,403)	3,104 (2,321)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	281 (222)	96 (57)	185 (165)
		公用使用率	79.0%	59.4%	89.2%
306 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	3,655 (2,428)	1,517 (987)	2,138 (1,441)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	313 (229)	106 (71)	207 (158)
		公用使用率	73.2%	67.0%	76.3%
307 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	4,387 (2,012)	2,192 (990)	2,195 (1,022)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	285 (136)	113 (44)	172 (92)
		公用使用率	47.7%	38.9%	53.5%
308 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	3,786 (2,471)	1,576 (951)	2,210 (1,520)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	258 (200)	88 (58)	170 (142)
		公用使用率	77.5%	65.9%	83.5%
309 会議室	利用人数	利用人数 (うち公用)	1,435 (598)	622 (390)	813 (208)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	298 (216)	98 (72)	200 (144)
		公用使用率	72.5%	73.5%	72.0%
くるみ ホール	利用人数	利用人数 (うち公用)	46,536 (43,701)	14,038 (12,413)	32,498 (31,288)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	256 (230)	71 (57)	185 (173)
		公用使用率	89.8%	80.3%	93.5%
合計	利用人数	利用人数 (うち公用)	76,396 (61,904)	27,079 (19,962)	49,317 (41,942)
	利用件数	利用件数 (うち公用)	2,744 (2,047)	936 (622)	1,808 (1,425)
		公用使用率	74.6%	66.5%	78.8%

※ 310 会議室は除いています。

(2) 平成 29 年度 市民交流センター会議室稼働率

(1 / 3)

		年間合計 (休館日は除く)			土曜日・日曜日 祝日・休日 (休館日は除く)			月曜日～金曜日 (休館日・祝日・休日は除く)			
301 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	240			70			170		
		稼働率	69.2%			68.0%			69.7%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	796:40			419:50			376:50		
		稼働率	34.4%			31.4%			38.6%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	137:35	204:25	454:40	137:35	204:25	77:50	0:00	0:00	376:50	
	稼働率	44.5%	33.1%	32.8%	44.5%	33.1%	18.9%			38.6%	
302 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	347			103			244		
		稼働率	100.0%			100.0%			100.0%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	2315:00			1339:00			976:00		
		稼働率	100.0%			100.0%			100.0%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	稼働率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			100.0%	
303 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	249			74			175		
		稼働率	71.8%			71.8%			71.7%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	1126:25			611:25			515:00		
		稼働率	48.7%			45.7%			52.8%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	175:25	300:15	650:45	175:25	300:15	135:45	0:00	0:00	515:00	
	稼働率	56.8%	48.6%	46.9%	56.8%	48.6%	32.9%			52.8%	
304 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	161			64			97		
		稼働率	46.4%			62.1%			39.8%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	609:35			367:50			241:45		
		稼働率	26.3%			27.5%			24.8%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	110:45	192:50	306:00	110:45	192:50	64:15	0:00	0:00	241:45	
	稼働率	35.8%	31.2%	22.0%	35.8%	31.2%	15.6%			24.8%	

※ 利用区分は、午前：9:00～12:00、午後：12:00～18:00、夜間：18:00～22:00 です。ただし、稼働率の目安としての区分であり、貸出時間はこの区分によるものではありません。

(2) 平成 29 年度 市民交流センター会議室稼働率

(2 / 3)

		年間合計 (休館日は除く)			土曜日・日曜日 祝日・休日 (休館日は除く)			月曜日～金曜日 (休館日・祝日・休日は除く)			
305 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	261			77			184		
		稼働率	75.2%			74.8%			75.4%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	1025:30			516:25			509:05		
		稼働率	44.3%			38.6%			52.2%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	165:35	281:15	578:40	165:35	281:15	69:35	0:00	0:00	509:05	
	稼働率	53.6%	45.5%	41.7%	53.6%	45.5%	16.9%			52.2%	
306 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	291			85			206		
		稼働率	83.9%			82.5%			84.4%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	1417:00			775:55			641:05		
		稼働率	61.2%			57.9%			65.7%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	203:20	390:20	823:20	203:20	390:20	182:15	0:00	0:00	641:05	
	稼働率	65.8%	63.2%	59.3%	65.8%	63.2%	44.2%			65.7%	
307 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	249			78			171		
		稼働率	71.8%			75.7%			70.1%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	793:00			417:10			375:50		
		稼働率	34.3%			31.2%			38.5%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	117:25	257:05	418:30	117:25	257:05	42:40	0:00	0:00	375:50	
	稼働率	38.0%	41.6%	30.2%	38.0%	41.6%	10.4%			38.5%	
308 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	240			72			168		
		稼働率	69.2%			69.9%			68.9%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	1033:10			542:10			491:00		
		稼働率	44.6%			40.5%			50.3%		
時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
	開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00	
	利用時間	163:15	277:40	592:15	163:15	277:40	101:15	0:00	0:00	491:00	
	稼働率	52.8%	44.9%	42.7%	52.8%	44.9%	24.6%			50.3%	

※ 利用区分は、午前：9:00～12:00、午後：12:00～18:00、夜間：18:00～22:00です。ただし、稼働率の目安としての区分であり、貸出時間はこの区分によるものではありません。

(2) 平成 29 年度 市民交流センター会議室稼働率

(3 / 3)

			年間合計 (休館日は除く)			土曜日・日曜日 祝日・休日 (休館日は除く)			月曜日～金曜日 (休館日・祝日・休日は除く)		
309 会議室	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	284			85			199		
		稼働率	81.8%			82.5%			81.6%		
	時間稼働率	開館時間	2315:00			1339:00			976:00		
		利用時間	1507:30			837:15			670:15		
		稼働率	65.1%			62.5%			68.7%		
	時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		開館時間	309:00	618:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	0:00	0:00	976:00
		利用時間	197:15	405:55	904:20	197:15	405:55	234:05	0:00	0:00	670:15
稼働率	63.8%	65.7%	65.2%	63.8%	65.7%	56.8%			68.7%		

※ 310 会議室は除いています。

※ 利用区分は、午前：9:00～12:00、午後：12:00～18:00、夜間：18:00～22:00 です。ただし、稼働率の目安としての区分であり、貸出時間はこの区分によるものではありません。

(3) 平成 29 年度 市民交流センター くるみホール稼働率

			年間合計 (休館日は除く)			土曜日・日曜日 祝日・休日 (休館日は除く)			月曜日～金曜日 (休館日・祝日・休日は除く)		
くるみ ホール	日稼働率	開館日数	347			103			244		
		利用日数	229			62			167		
		稼働率	66.0%			60.2%			68.4%		
	時間稼働率	開館時間	4511:00			1339:00			3172:00		
		利用時間	2180:15			603:45			1576:30		
		稼働率	48.3%			45.1%			49.7%		
	時間帯別 稼働率	利用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		開館時間	1041:00	2082:00	1388:00	309:00	618:00	412:00	732:00	1464:00	976:00
		利用時間	552:25	1061:05	566:45	166:20	311:15	126:10	386:05	749:50	440:35
稼働率	53.1%	51.0%	40.8%	53.8%	50.4%	30.6%	52.7%	51.2%	45.1%		

※ 利用区分は、午前：9:00～12:00、午後：12:00～18:00、夜間：18:00～22:00 です。ただし、稼働率の目安としての区分であり、貸出時間はこの区分によるものではありません。

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年12月28日

久留米市条例第24号

改正 平成20年6月25日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長等は、前項の公募を行う場合は、次に掲げる事項を告示することにより周知しなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

- (1) 公の施設の名称及び概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者の業務の範囲
- (4) 応募資格
- (5) 申請期間
- (6) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(選定委員会)

第5条 市長等は、公募による指定管理者の候補者の選定に関し審議するため、久留米市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、市長等が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例21・追加)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長等は、第3条の規定による申請がなかった場合又は第4条各号のいずれにも該当するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思料する本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- 2 前項の規定により選定するときは、市長等は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、第4条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(平20条例21・旧第5条繰下・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、市長等が定める期間内に、その管理する公の施設に関して次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から市長等が定める期間内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が特に必要と認める事項

(平20条例21・旧第6条繰下・一部改正)

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平20条例21・旧第7条繰下)

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他当該指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平20条例21・旧第8条繰下)

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設又はその設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(平20条例21・旧第9条繰下)

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20条例21・旧第10条繰下)

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「管理者等」という。)は、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は管理者等の職務を退いた後においても、同様とする。

(平20条例21・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例21・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月25日条例第21号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成16年12月28日

久留米市規則第51号

改正 平成20年6月30日規則第113号

平成20年11月20日規則第125号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年久留米市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の例外)

第2条 条例第2条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。
- (2) 施設管理上、緊急にその指定管理者を指定しなければならないこと。
- (3) 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定されること。
- (4) 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定すること。

(申請書等)

第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 団体の経営状況を説明する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 課税されている団体にあつては、市長が必要とする納税証明書
- (5) その他市長が指定管理者を指定するために必要と認める書類

(平20規則125・一部改正)

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定決定書（第2号様式）を当該指定管理者に交付するとともに、公の施設の管理運営に関し当

該指定管理者と協定を締結するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、市長は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
条例第8条の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。

(委員会の組織)

第5条 条例第5条第1項に規定する久留米市指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長等が適当と認める者

(平20規則113・追加)

(委員会の委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、市長等から委嘱され、又は任命された日から、その所掌事務により、指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20規則113・追加)

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項

(平20規則113・追加)

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(平20規則113・追加)

(会議)

第9条 会議は、委員長が招集する。ただし、委嘱又は任命後初の会議の招集は、市長等が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(平20規則113・追加)

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、公の施設を所管する所管部において処理する。

(平20規則113・追加)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平20規則113・旧第5条繰下)

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日規則第113号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月20日規則第125号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

久留米市長 あて

申請者 住 所

団体名称

代表者名

㊟

電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

久留米市長 印

指定管理者指定決定書

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、公の施設の指定管理者として次のとおり貴団体を指定します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者として指定する期間
- 3 その他

○久留米市民交流センター条例

平成6年12月22日

久留米市条例第23号

改正 平成9年3月28日条例第5号

平成14年3月29日条例第4号

平成17年9月30日条例第44号

平成20年9月22日条例第31号

平成26年3月27日条例第19号

(目的及び設置)

第1条 本市は、市民交流の場を設け、市民文化の向上とコミュニティ活動の振興に寄与するため、市民交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 久留米市民交流センター
- (2) 位置 久留米市城南町15番地3

(平14条例4・一部改正)

(事業)

第3条 久留米市民交流センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化、教養の向上のための事業に関する事。
- (2) 講演会、研修会等の開催に関する事。
- (3) 教養、趣味、娯楽等のための便宜供与等に関する事。
- (4) レクリエーション等の余暇活用に関する指導援助及び便宜供与等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(施設)

第4条 センターには、次の施設を設ける。

- (1) 市民ホール
- (2) 会議室

(指定管理者)

第5条 市長は、センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」

という。)に行わせる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平17条例44・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの使用の許可等に関する業務

(2) センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

(平17条例44・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、第17条に規定する許可をするときは、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。

2 指定管理者は、市民交流の拠点の一つとして市民文化の向上とコミュニティ活動の振興に寄与するよう、規則で定めるところにより、前条第3号に規定する管理の業務を行わなければならない。

3 指定管理者は、管理の業務に関する図書で、規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。

4 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委託してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、管理の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例44・追加)

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを伸縮することができる。

(1) 市民ホール 午前9時から午後10時まで

(2) 会議室 午後6時から午後10時まで

2 前項第2号の規定にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における会議室の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(平17条例44・追加)

(休館日)

第9条 センターの休館日は、1月1日から1月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例44・追加)

(使用許可)

第10条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。

(平17条例44・旧第5条繰下・一部改正)

(許可の条件)

第11条 指定管理者は、使用を許可するに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(平14条例4・一部改正、平17条例44・旧第6条繰下・一部改正)

(使用の不許可)

第12条 指定管理者は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) その他指定管理者が特に適当でないと認めるとき。

(平17条例44・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金)

第13条 第10条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前払いをしなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(平17条例44・追加)

(利用料金の収入)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例44・追加)

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平17条例44・追加)

(利用料金の返還)

第16条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平17条例44・追加)

(特別設備の設置)

第17条 使用者は、センターに特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例44・旧第11条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第12条各号に該当する理由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 公用又は管理上のため、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(平17条例44・旧第12条繰下・一部改正)

(入場の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (2) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(平17条例44・旧第13条繰下・一部改正)

(立入検査)

第20条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(平17条例44・旧第14条繰下・一部改正)

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第21条 使用者は、許可された目的以外の目的にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例44・旧第15条繰下)

(使用者の原状回復義務)

第22条 使用者は、センターの使用を終わったとき又は第18条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。

(平17条例44・旧第16条繰下・一部改正)

(使用者の損害賠償義務)

第23条 使用者は、使用中にセンターの建物又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。

(平17条例44・旧第17条繰下・一部改正)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例44・旧第19条繰下)

附 則

この条例は、平成7年1月4日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(久留米市民交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の久留米市民交流センター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、平成14年5月7日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第44号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月22日条例第31号)

この条例は、平成20年11月25日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(久留米市民交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の久留米市民交流センター条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第13条関係)

(平9条例5・一部改正、平17条例44・旧別表・一部改正、平20条例31・平26条例19・一部改正)

センター利用料金

使用区分	使用単位	利用料金
市民ホール	1室1時間につき	1,460円
会議室A	〃	450円
会議室B	〃	340円
会議室C	〃	230円
会議室D	〃	190円
会議室E	〃	380円

備考

- 1 上記の金額は、消費税等額を含む。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。

別表第2 (第13条関係)

(平17条例44・追加、平20条例31・平26条例19・一部改正)

冷暖房利用料金

使用区分	使用単位	冷房利用料金	暖房利用料金
市民ホール	1室1時間につき	1,230円	1,780円
会議室A	〃	230円	310円
会議室B	〃	180円	240円
会議室C	〃	120円	160円
会議室D	〃	100円	150円
会議室E	〃	190円	260円

備考

- 1 上記の金額は、消費税等額を含む。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。

○久留米市民交流センター条例施行規則

平成7年1月4日

久留米市規則第2号

改正 平成9年3月28日規則第15号

平成18年3月15日規則第12号

平成20年10月8日規則第123号

平成23年3月18日規則第26号

平成26年3月31日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市民交流センター条例（平成6年久留米市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 久留米市民交流センター（以下「センター」という。）は、引き続き7日を越える使用並びに定期的に曜日及び日時を指定した独占的使用をすることができない。ただし、市が主催又は共催で使用する場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（平18規則12・旧第4条繰上・一部改正）

(許可の申請)

第3条 条例第10条の規定により使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ久留米市民交流センター使用許可（使用許可変更・利用料金減免）申請書（第1号様式。以下「使用許可等申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の申請は、使用しようとする日前3月から受け付けるものとする。ただし、市が主催する行事で使用する場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

（平18規則12・旧第5条繰上・一部改正）

(許可書の交付)

第4条 前条第1項の申請によりセンターの使用を許可する場合は、久留米市民交流センター使用許可（使用変更許可・利用料金減免決定）書（第2号様式。以下「使用許可等書」という。）を当該申請者に交付する。

（平18規則12・旧第6条繰上・一部改正）

(使用時間)

第5条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

(平18規則12・旧第8条繰上、平26規則41・旧第6条繰上)

(利用料金の減免)

第6条 条例第15条の規定による利用料金の減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本市が主催する行事に使用する場合
- (2) センターが主催する行事に使用する場合
- (3) 指定管理者が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可等申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により利用料金の減免をするときは、指定管理者は使用許可等申請書を当該申請者に交付する。

(平18規則12・追加、平26規則41・旧第7条繰上)

(利用料金の返還)

第7条 条例第16条ただし書による利用料金の返還は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 公用により指定管理者が使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用日の10日前までに使用中止の届出があり、かつ、センターの運営に支障がないとき。

(平18規則12・追加、平26規則41・旧第8条繰上)

(使用中止届)

第8条 使用者は、センターの使用を中止しようとする場合は、あらかじめ使用許可等書を添えて、久留米市民交流センター使用中止届(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平18規則12・全改、平26規則41・旧第9条繰上)

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第19条各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させること。
- (2) 物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと。

(3) 施設の秩序維持に必要な人員を配置すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(平18規則12・旧第12条繰上・一部改正、平26規則41・旧第10条繰上)

(入場者の守るべき事項)

第10条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(4) センター内を不潔にしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(平18規則12・旧第13条繰上・一部改正、平26規則41・旧第11条繰上)

(毀損滅失届)

第11条 使用者は、センターの施設、器具等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに毀損滅失届（第4号様式）により指定管理者に届け出なければならない。この場合において、使用者の使用場所に入場した入場者に起因したものについても同様とし、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(平18規則12・旧第14条繰上・一部改正、平26規則41・旧第12条繰上・一部改正)

(使用後の点検)

第12条 使用者は、センターの使用を終わつたとき（条例第18条の規定により使用許可の取消し等をされたときを含む。）は、直ちにセンター職員の点検を受けなければならない。

(平18規則12・旧第15条繰上・一部改正、平26規則41・旧第13条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第15号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月8日規則第123号）

この規則は、平成20年11月25日から施行する。

附 則（平成23年3月18日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の久留米市市民交流センター条例施行規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第41号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

						決裁欄：
						減免理由：

(使用許可・使用変更・利用料減免)申請書

指定管理者 宛て 申請者 団体名(氏名) 住所 電話番号	年 月 日 署名欄 _____		
下記のとおり申請します。 使用施設：久留米市民交流センター			
使用日	使用時間	使用目的(催し物名)／施設／備品名	人数

第2号様式(第4条関係)

(使用許可・使用変更許可・利用料減免決定)書

年 月 日

団体名(氏名) 様
住所

下記のとおり許可します。

指定管理者 印

使用施設：久留米市民交流センター

金額	円
----	---

予約内訳

使用日	使用時間	使用目的(催し物名)／施設／備品名	料金

第3号様式(第8条関係)

						決裁欄：

使用中止届

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者

団体名(氏名)

住所

電話番号

署名欄 _____

下記の内容の使用申請の取消を申請します。

使用施設：久留米市民交流センター

使用日	使用時間	使用目的(催し物名)/施設/備品名	人数

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

指定管理者 宛て

住 所
氏 名

毀損滅失届

下記のとおり毀損滅失しましたのでお届けします。

発生年月日	年 月 日			発生場所			
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品No.)	
					受領印	記帳	

○久留米市個人情報保護条例

平成3年4月1日

久留米市条例第17号

改正 平成8年12月24日条例第24号附則第4項

平成13年9月28日条例第24号附則第11項

平成15年9月29日条例第27号

平成16年3月30日条例第3号

平成16年12月28日条例第40号

平成18年3月30日条例第7号

平成18年12月21日条例第39号

平成19年9月25日条例第24号

平成20年12月26日条例第41号

平成24年3月29日条例第3号

平成25年6月26日条例第19号附則第2項

平成26年9月19日条例第39号

平成27年12月21日条例第52号

平成27年12月21日条例第53号

平成29年3月29日条例第2号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の保管等の制限（第6条—第13条）

第3章 個人情報の開示請求等の権利（第14条—第21条）

第4章 審査請求（第21条の2—第23条）

第5章 情報公開・個人情報保護審議会（第24条）

第6章 個人情報処理受託者等の個人情報の保護（第25条—第27条）

第7章 出資法人等の義務及び国等への要請（第28条・第29条）

第8章 雑則（第30条—第33条）

第9章 罰則（第34条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を保護することが個人の尊厳を維持するために必要不可欠であるとの認識にたち、市の機関が保有する自己の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）に対する開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害を防止し、もって市民と市との信頼関係の確保を図り、基本的人権を擁護することを目的とする。

（平26条例39・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (3) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び久留米市土地開発公社をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 審査会 情報公開条例第20条第1項の久留米市情報公開・個人情報保護審査会をいう。
- (7) 審議会 情報公開条例第33条第1項の久留米市情報公開・個人情報保護審議会をいう。

（平13条例24・平16条例40・平20条例41・平25条例19・平26条例39・平29条例2・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めな

ればならない。

- 2 実施機関は、この条例を適正に運用するために、所属職員の研修並びに市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の保管等の制限

(保管等の一般的制限)

- 第6条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例に特別の定めがあるとき又はあらかじめ審議会の意見を聴いて行政執行のために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる諸事実に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が審議会の意見を聴いて市民の基本的人権を侵害するおそれがあると認めた事項

(平13条例24・平24条例3・一部改正)

(業務の登録)

- 第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を、規則で定めるところにより市長に届け出て、その登録を受けなければならない。登録された業務を変更し、又は廃止する場合も、同様とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報管理責任者
- (5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において、同項の届出をすることができる。
- 3 市長は、前2項の規定による登録又は登録の変更若しくは登録の抹消をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、登録事項について意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による登録又は登録の変更若しくは登録の抹消に係る事項を規則で定めるところにより公表するとともに、一般の閲覧に供さなければならない。
(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ収集の目的及び根拠を明らかにして、適法かつ公正な手続により、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例に特別の定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 出版、報道等により、既に公知性が生じているとき。
 - (5) 他の実施機関から次条第3項各号のいずれかに該当する提供を受けたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第6号の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、本人への通知を省略することができる。

4 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(平26条例39・一部改正)

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 実施機関は、あらかじめ本人の同意があるときを除き、登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用（以下「目

的外利用」という。)してはならない。

- 2 実施機関は、あらかじめ本人の同意があるときを除き、登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。
 - (1) 法令又は条例に特別の定めがあるとき。
 - (2) 情報公開条例第7条第1号ただし書に該当する情報であるとき。ただし、同号エに該当するものについては同条例の施行日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書に記録されている情報に限る。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 4 実施機関は、前項第3号及び第4号の規定に該当して目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、本人への通知を省略することができる。
- 5 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める事項を記録し、及び保存するとともに、速やかに市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項による届出を受けたときは、審議会へ報告しなければならない。
- 7 実施機関は、外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る個人情報についてその使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

(平13条例24・平16条例40・平26条例39・一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りで

ない。

- 3 実施機関は、前項の規定により人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意を得ないで特定個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、本人への通知を省略することができる。
- 4 前条第5項及び第6項の規定は、第2項の規定により特定個人情報を利用した場合について準用する。

(平26条例39・追加、平27条例53・一部改正)

(特定個人情報の庁内利用における届出等)

第9条の3 第9条第5項及び第6項の規定は、久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年久留米市条例第42号)第3条第2項又は第3項の規定により特定個人情報を利用した場合について準用する。

(平27条例53・追加)

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

- 2 第9条第5項及び第6項の規定は、番号法第19条各号(第7号及び第8号を除く。)のいずれかに該当して特定個人情報を提供した場合について準用する。
- 3 第9条の2第3項の規定は、番号法第19条第14号に該当して特定個人情報を提供した場合(本人の同意がある場合を除く。)について準用する。

(平26条例39・追加、平27条例53・旧第9条の3繰下・一部改正、平29条例2・一部改正)

(オンライン結合等の制限)

第10条 実施機関は、市の電子計算組織と市以外の者が管理する電子計算組織との通信回線による結合及び磁気テープ等による個人情報の提供(以下「オンライン結合等」という。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定による処理を行う場合は、実施機関において十分な個

個人情報の保護措置を講ずるとともに、接続先においてその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- 3 実施機関は、第1項第1号の規定によりオンライン結合等をしたときは、審議会に報告しなければならない。

(平18条例7・平24条例3・一部改正)

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報の正確性及び安全性を確保するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正に維持管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、登録した業務の目的に必要な範囲内で正確、完全かつ最新のものに保つこと。
(2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

- 2 実施機関は、個人情報の保管が必要でなくなったときは、確実かつ速やかにこれを廃棄又は消去しなければならない。

(個人情報管理責任者)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かなければならない。

- 2 管理責任者は、個人情報の保管等の状況を点検し、所属職員に対する指導及び監督に努めなければならない。

(職員の義務)

第13条 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員並びに久留米市土地開発公社の役員及び職員をいう。)は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平16条例40・平18条例7・一部改正)

第3章 個人情報の開示請求等の権利

(開示を請求する権利)

第14条 何人も、実施機関が保管等をしている自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章及び次章において同じ。)の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は病気その他やむを得ない理由により

自ら請求することができない者として市長が定める者から委任を受けた代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人から委任を受けた代理人) (以下「代理人」という。) は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。) をすることができる。

(平15条例27・平16条例3・平18条例7・平26条例39・平27条例53・一部改正)

(個人情報の開示義務)

第14条の2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。) に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。この号、次号及び第4項並びに第19条の3第1項において同じ。) 以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する部分を除く。) であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令及び条例(以下「法令等」という。) の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、久留米市土地開発公社の役員及び職員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員

をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び久留米市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業等に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 法令等の規定に基づき、開示することができないとされているもの

- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人からの委託、協議若しくは依頼に基づいて作成し、又は入手した個人情報であつて、開示することにより、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係を著しく害するおそれがあると認められるもの

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、調査研究等に関するものであつて、開示することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

- (6) 行政上の取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関するものであつて、開示することにより、当該事務又は事業の目的を失わせ、若しくは公正、円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

- (7) 個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全の確保のため、開示しないことが必要と認められるもの

- (8) 個人の評価、診断、判定等に関する情報であつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの

- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて開示しないことが公益上特に必要と認めたもの

- 2 実施機関は、不開示情報であっても、期間の経過により開示を拒む理由がなくなったときは、これを開示しなければならない。
- 3 実施機関は、請求に係る個人情報の記録に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 4 開示請求に係る個人情報に第1項第1号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平18条例7・追加、平18条例39・平19条例24・平26条例39・平27条例52・一部改正)

(個人情報の存否に関する情報)

第14条の3 開示請求に対し、当該請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平18条例7・追加)

(公益上の理由による裁量的開示)

第14条の4 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第14条の2第1項第3号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(平18条例7・追加)

(訂正を請求する権利)

第15条 何人も、実施機関が保管等をしている自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の訂正を請求することができる。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

(平26条例39・一部改正)

第16条 削除

(平26条例39)

(利用停止を請求する権利)

第17条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して個人情報の保管等がされているとき、第8条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第3項並びに第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条第2項及び第3項又は第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (3) 第11条第2項の規定に違反して保管されているとき 当該個人情報の消去

2 実施機関は、前項の規定により利用停止の請求がなされたときは、第19条の規定により、当該請求に対する諾否の決定を行うまでの間、仮に当該請求に係る個人情報の利用停止を行うものとする。

3 第14条第2項の規定は、第1項の規定による利用停止の請求について準用する。

(平26条例39・平29条例2・一部改正)

(請求の手續)

第18条 第14条の規定による開示請求、第15条の規定による訂正の請求又は前条第1項の規定による利用停止の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、本人であること（代理人が請求する場合にあっては、当該本人の代理人であること）を明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の記録の内容
- (3) 訂正又は利用停止の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平18条例7・平24条例3・平26条例39・一部改正)

(請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示請求にあつては14日以内に、訂正又は利用停止の請求にあつては28日以内に当該請求に対する諾否の決定(当該請求に係る個人情報を保管していないことにより開示、訂正又は利用停止をすることができない旨の決定を含む。)をし、速やかに請求者に通知しなければならない。

2 前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前項に規定する期間に算入しない。

3 実施機関は、第1項の場合において、開示しないことに決定した不開示情報が期間の経過により不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延期することができる。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に速やかに通知しなければならない。

(平8条例24・平16条例40・平18条例7・平26条例39・平27条例53・一部改正)

(開示決定等の期限の特例)

第19条の2 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるときその他やむを得ない理由により、開示請求があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて当該請求に対する諾否の決定(以下「開示決定等」という。)をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

2 訂正又は利用停止の決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正又は利用停止の決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正又は利用停止の決定等をする期限

(平18条例7・追加、平26条例39・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に市及び久留米市土地開発公社並びに他の地方公共団体、地方独立行政法人、国及び独立行政法人等並びに開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第19条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の件名その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は公益上緊急に開示する必要がある場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が、第14条の2第1項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第14条の4の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示請求に係る個人情報の開示を承諾する旨の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平18条例7・追加、平27条例52・一部改正)

(決定後の手続等)

第20条 実施機関は、第19条第1項の規定により開示決定をしたときは、請求者に対して、当該開示決定をした日の翌日から起算して7日以内に当該個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、閲覧、写しの交付又は視聴により、電磁的記録については、その種

別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、個人情報を開示することにより、当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当な理由があるときは、当該個人情報を複写したものを開示することができる。

4 実施機関は、第19条第1項の規定により訂正又は利用停止を決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者及び現に当該個人情報の目的外利用等をしているもの（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、通知するものとする。

（平16条例40・平18条例7・平26条例39・平29条例2・一部改正）

（簡易な手続による開示）

第20条の2 実施機関が開示することについて明らかに支障がないものとしてあらかじめ定めた個人情報については、第18条の規定にかかわらず、口頭その他実施機関が定める簡易な方法により、開示請求することができる。

2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを示す書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、第19条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により直ちに開示するものとする。

（平24条例3・追加）

（手数料等）

第21条 第20条の規定による個人情報の閲覧、視聴、訂正及び利用停止又は前条の規定による個人情報の開示（閲覧に限る。）に要する手数料は、無料とする。

2 前2条の規定による個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

（平24条例3・平26条例39・一部改正）

第4章 審査請求

(平 2 7 条例 5 2 ・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 2 1 条の 2 この条例による個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する処分又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(平 2 7 条例 5 2 ・追加)

(審査請求)

第 2 2 条 この条例による個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する処分又は不作為に係る審査請求があった場合において、裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求が行われた日の翌日から起算して 1 4 日以内に審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 2 2 条の 3 において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を認容して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正することとするとき。
- (4) 審査請求に係る利用停止の決定等（利用停止の請求の全部を認容して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止の請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。

2 前項の審査請求について裁決をすべき実施機関は、審査会の答申を受けたときは、当該答申のあった日の翌日から起算して 1 4 日以内に当該審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重しなければならない。

(平 1 6 条例 4 0 ・平 1 8 条例 7 ・平 2 5 条例 1 9 ・平 2 6 条例 3 9 ・平 2 7 条例 5 2 ・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第 2 2 条の 2 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう）。

以下同じ。)

- (2) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者
が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平18条例7・追加、平18条例39・平27条例52・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第22条の3 第19条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平18条例7・追加、平27条例52・一部改正）

（審査会）

第23条 審査会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を処理する。

- 2 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 審査会は、第22条第1項の規定により諮問を受けたときは、当該諮問があった日から起算して90日以内に諮問した実施機関に答申しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。
- 4 審査会は、前項の答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（平16条例40・平18条例7・平25条例19・平27条例52・一部改正）

第5章 情報公開・個人情報保護審議会

（平13条例24・全改）

（審議会）

第24条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

- (1) この条例によりその権限に属することとされた事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くものとされる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項

(平26条例39・全改)

第6章 個人情報処理受託者等の個人情報の保護、勧告等

(平18条例7・改称)

(個人情報処理受託者の義務等)

第25条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した処理業務の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理を委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

3 受託者(受託した業務の再委託を受けた者を含む。)において受託した業務に従事している者又は従事していた者(以下「受託業務従事者」という。)は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平18条例7・一部改正)

(指定管理者の義務等)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、当該指定に係る業務(以下「指定業務」という。)の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該指定業務における個人情報の適切な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

3 指定管理者において公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者(以下「指定業務従事者」という。)は、当該指定業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平18条例7・全改)

(苦情の処理のあっせん等)

第26条の2 市長は、事業者における個人情報の取扱いに関し、市民から苦情の相談があったときは、当該苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平18条例7・追加)

(事業者に対する措置)

第26条の3 市長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるように、助言又は指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聞いたうえで、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平18条例7・追加)

(違反事実の公表)

第27条 市長は、事業者が前条第3項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。この場合において、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、違反事実の有無等について事業者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。

(平8条例24・平18条例7・一部改正)

第7章 出資法人等の義務及び国等への要請

(出資法人等の義務)

第28条 市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等に関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する法人以外のもの又は市が加入している一部事務組合に対して、個人情報の保管等に関し、適切な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等との協力)

第29条 実施機関は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等に対して、適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

2 実施機関は、事業者が行う個人情報の保管等に関し、国、他の地方公共団体等が行う施策に協力することを求められたときは、その求めに応ずるものとする。

(平15条例27・平16条例3・平24条例3・一部改正)

第8章 雑則

(苦情処理)

第30条 市長は、市の機関の保有する個人情報の利用、提供又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る苦情その他個人情報の保管等に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(平26条例39・一部改正)

(他の法令等との関係)

第31条 個人情報(特定個人情報を除く。)の閲覧、縦覧、視聴若しくは写しの交付又は個人情報の訂正若しくは利用停止についての手続が他の法令又は条例に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

2 図書館その他これに類する市の施設において収集、整理及び保存している個人情報で、市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例は適用しない。

(平26条例39・一部改正)

(運用状況の公表)

第32条 市長は、毎年この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平18条例7・旧第34条繰上、平24条例3・一部改正)

第9章 罰則

(平18条例7・追加)

(罰則)

第34条 実施機関の職員(地方公務員法第3条第2項に規定する一般職並びに市長、副市長、教育長、企業管理者及び常勤の監査委員並びに久留米市土地開発公社の役員及び職員に限る。以下第36条において同じ。)若しくは職員であった者若しくは受託業務従事者又は指定業務従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書(公の施設の管理業務に関するものであって、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。次条において同じ。)であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるような体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平18条例7・追加、平18条例39・一部改正)

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報又は指定管理者が管理している文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例7・追加)

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例7・追加)

第37条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平18条例7・追加)

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平18条例7・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報の保管等に係る業務の届出については、第7条第1項中「業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」を「業務については」と読み替えて同条の規定を適用する。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う経過措置)

3 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、田主丸町情報公開条例(平成12年田主丸町条例第31号)、城島町個人情報保護条例(平成13年城島町条例第18号)又は三潴町個人情報保護条例(平成14年三潴町条例第22号)の規定によりなされた不服申立て(田主丸町情報公開条例については、自己情報の開示に関してなされたものに限る。)は、この条例第22条第1項の不服申立てとみなす。

(平16条例40・追加)

4 前項に規定するもののほか、編入日の前日までに、田主丸町情報公開条例(自己情報の

開示に関するものに限る。)、北野町電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する条例(昭和63年北野町条例第12号)、城島町個人情報保護条例又は三潞町個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平16条例40・追加)

附 則(平成8年12月24日条例第24号附則第4項)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日条例第24号附則第11項)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月29日条例第27号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第3号)
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第40号)
この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第7号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8章の次に1章を加える改正規定は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日条例第39号)抄
(施行期日等)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(久留米市個人情報保護条例に関する経過措置)
- 4 収入役在職期間中に限り、第3条の規定による改正後の久留米市個人情報保護条例第34条中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」とする。
- 5 第3条の規定による改正後の久留米市個人情報保護条例第34条中「職員であった者」には、助役又は収入役であった者を含む。

附 則(平成19年9月25日条例第24号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第41号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第3号）

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日条例第19号附則第2項）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例による改正前の久留米市情報公開条例第20条第1項の規定により置かれた久留米市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）及びこの条例による改正前の久留米市個人情報保護条例第23条第1項の規定により置かれた久留米市個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）は、改正後の久留米市情報公開条例（以下「新条例」という。）第20条第1項の規定により置かれた審査会（以下「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際、旧情報公開審査会の委員である者及び旧個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行日（以下、単に「施行日」という。）に新条例第20条第3項の規定により新審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成25年1月17日までとする。

附 則（平成26年9月19日条例第39号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第24条を改正する規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第52号）
（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の久留米市個人情報保護条例及び第2条の規定による改正後の久留米市情報公開条例の規定中不服申立てに関する部分は、この条例の施行の日以後にされた処分その他の行為に係る不服申立てについて適用し、この条例の施行の日前にされた処分その他の行為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第53号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第14条及び第19条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

○久留米市情報公開条例

平成13年9月28日

久留米市条例第24号

改正 平成15年9月29日条例第26号

平成16年3月30日条例第3号

平成16年12月28日条例第39号

平成18年3月30日条例第8号

平成19年9月25日条例第24号

平成20年12月26日条例第41号

平成25年6月26日条例第19号

平成27年12月21日条例第52号

平成27年12月21日条例第54号

久留米市情報公開条例（昭和62年久留米市条例第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第17条）

第3章 審査請求等（第17条の2—第28条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第29条—第33条）

第5章 雑則（第34条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民と市との信頼関係の増進と市民の市政参加の推進を図り、もって公正かつ透明で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに久留米市土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（久留米市土地開発公社にあつては役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館その他これに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの

（平16条例39・平20条例41・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、公文書を迅速かつ積極的に開示するよう努めなければならない。

2 実施機関は、視聴覚障害者等への公文書の開示に当たっては、請求手続、開示方法等に関し、その利便を図るよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、公文書の開示に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

2 何人も、この条例の定めるところにより開示された情報を濫用し、他者の権利利益を侵害してはならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
 - (3) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 前項の規定により実施機関が請求書の補正を求めた場合において、請求者が当該補正に応じないときは、実施機関は当該開示請求により求められている公文書の開示を拒否するものとする。

（平27条例54・一部改正）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたとき（当該開示請求が権利の濫用に該当するときは除く。）は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭

和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、久留米市土地開発公社の役員及び職員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準に該当するもの

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び久留米市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 市の機関及び久留米市土地開発公社並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関若しくは久留米市土地開発公社又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市若しくは久留米市土地開発公社又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは久留米市土地開発公社又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若し

くは地方独立行政法人が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (7) 公にしないことを条件に法人等又は個人から任意に提供された情報であって、当該情報の性質又は実施機関に対する当該提供者の信頼保護の必要度に照らし、公にしないことが合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

(平15条例26・平16条例3・平16条例39・平19条例24・平27条例52・平27条例54・一部改正)

(公文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第6号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（当該開示請求が第7条に規定する権利の濫用に該当するとき、第9条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書を開示することができることとなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

（平27条例54・一部改正）

（開示決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、前項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して14日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して14日を経過した後においても、開示請求に係る公文書の開示決定等をしないとき（次条第1項の通知があったときを除く。）は、当該開示決定等がされていない公文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるときその他やむを得ない理由により、開示請求があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが困難である場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

2 請求者は、前項の規定による通知があった場合において、実施機関が同項第2号に規定する期限を経過した後においても、開示請求に係る公文書の開示決定等をしないときは、当該開示決定等がされていない公文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(理由付記)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市及び久留米市土地開発公社並びに他の地方公共団体、地方独立行政法人、国及び独立行政法人等並びに請求者以外のもの（以下この条、次条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は公益上緊急に開示する必要がある場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かななければならない。

この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（次条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平15条例26・平16条例3・平16条例39・一部改正）

（開示の実施及び方法）

第16条 実施機関は、開示決定をしたときは、請求者に対し、当該開示決定をした日の翌日から起算して7日以内に公文書を開示しなければならない。ただし、第三者が反対意見書を提出した場合においては、前条第3項に定める期間の経過後速やかに開示しなければならない。

2 公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第17条 この章の規定により開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において公文書の写しを交付するときは、当該写しの交付に要する費用の負担を免除することができる。

(1) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はこれに準ずる団体から請求があつたとき。

(2) 大学その他の公共的研究機関から調査研究のため、請求があつたとき。

(3) 報道機関から本市行政に関し報道するため、請求があつたとき。

(4) その他特別な理由があると市長又は企業管理者が認めるとき。

（平15条例26・平16条例3・一部改正）

第3章 審査請求等

（平27条例52・改称）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条の2 開示決定等（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を開示しない旨の決定があつたものとみなされた場合における当該あつたものとみなされた決

定を含む。以下同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(平27条例52・追加)

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、当該審査請求が行われた日の翌日から起算して14日以内に、久留米市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、直ちに諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平25条例19・平27条例52・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平27条例52・一部改正)

(情報公開・個人情報保護審査会)

第20条 第18条第1項及び久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号。

以下「個人情報保護条例」という。)第22条第1項に規定する諮問に応じ、審査請求に

ついて調査審議するため、久留米市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、当該審査請求に関し、諮問実施機関に対して意見を述べることができる。
- 3 審査会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（平25条例19・平27条例52・一部改正）

（部会）

第21条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

（調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（平27条例52・一部改正）

（意見の陳述等）

第23条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日

及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して質問を発することができる。
- 6 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平27条例52・一部改正)

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(平27条例52・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第25条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(平27条例52・一部改正)

(答申)

第26条 審査会は、第18条第1項の規定により諮問があったときは、当該諮問があった日から起算して90日以内に諮問実施機関に答申しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。

- 2 審査会は、前項の答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平27条例52・一部改正)

(諮問実施機関の裁決)

第27条 諮問実施機関は、審査会の答申を尊重しなければならない。

- 2 諮問実施機関は、審査会の答申があったときは、当該答申のあった日の翌日から起算し

て14日以内に審査請求に対する裁決をしなければならない。

(平27条例52・一部改正)

(その他の事項)

第28条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第29条 市は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策等の充実)

第30条 市は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、行政資料等を広く市民の利用に供し、市民が必要とする情報を的確に提供できるよう情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第31条 市が出資その他財政支出等を行っている法人であって、市長が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定に係る業務の範囲内でその保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市が出資その他財政支出等を行っている団体は、当該出資その他財政支出等の公共性にかんがみ、その状況に関する情報の公開に努めるものとする。

(平18条例8・一部改正)

(会議の公開)

第32条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 審議内容に不開示情報が含まれる場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 前項に規定する会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(情報公開・個人情報保護審議会)

第33条 情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べるため、久留米市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、個人情報保護条例第24条に規定する事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

7 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平25条例19・一部改正)

第5章 雑則

(情報目録の作成)

第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

(公文書の管理)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めなければならない。

(他の法令との関係等)

第36条 この条例は、他の法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧、又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている公文書については適用しない。ただし、この条例に規定する方法と同一の方法で何人にも開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）に限る。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の久留米市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定によりされている情報の公開の請求は、改正後の久留米市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第18条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりした処分、手續その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。

5 旧条例第14条第1項の規定により置かれた久留米市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、新条例第20条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に委嘱された旧審査会の委員である者は、施行日に新条例第20条第3項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成15年10月31日までとする。

7 この条例の施行の際新条例第20条第3項の規定により新たに委嘱される審査会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成15年10月31日までとする。

8 施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、新条例の規定は

適用しない。ただし、昭和62年4月1日以後、施行日の前日までに実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第1項に規定する情報に限る。以下「旧公文書」という。）を除く。

9 旧公文書については、新条例第7条第1号エの規定は適用しない。

（準備行為）

10 新条例第7条第1号エの規定に基づき実施機関が基準を定めるための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町の編入に伴う経過措置）

11 田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町（以下「旧4町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、田主丸町情報公開条例（平成12年田主丸町条例第31号）、北野町情報公開条例（平成14年北野町条例第10号）、城島町情報公開条例（平成13年城島町条例第17号）又は三瀧町情報公開条例（平成14年三瀧町条例第11号）（以下「旧町の条例」という。）の規定によりなされた不服申立ては、この条例第18条第1項の不服申立てとみなす。

（平16条例39・追加）

12 前項に規定するもののほか、編入日の前日までに旧町の条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平16条例39・追加）

13 編入日の前日までに旧4町の職員が作成し、又は取得した公文書のうち、次の各号に掲げるものについては、この条例の規定は適用しない。

(1) 編入前の田主丸町にあつては、職員が平成11年4月1日前に作成し、又は取得した公文書

(2) 編入前の北野町にあつては、職員が平成14年10月1日前に作成し、又は取得した公文書

(3) 編入前の城島町及び三瀧町にあつては、職員が平成13年4月1日前に作成し、又は取得した公文書

（平16条例39・追加）

14 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項各号に規定する公文書の開示の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

（平16条例39・追加）

附 則（平成15年9月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。
- 2 実施機関のうち、久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）に関しては、この条例中公文書の開示に関する規定は、この条例の施行の日以後に公社の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則（平成18年3月30日条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第41号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例による改正前の久留米市情報公開条例第20条第1項の規定により置かれた久留米市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）及びこの条例による改正前の久留米市個人情報保護条例第23条第1項の規定により置かれた久留米市個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）は、改正後の久留米市情報公開条例（以下「新条例」という。）第20条第1項の規定により置かれた審査会（以下「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際、旧情報公開審査会の委員である者及び旧個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行日（以下、単に「施行日」という。）に新条例第20条第3項の規定により新審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成25年1月17日までとする。

- 5 前項の場合において、新条例第20条第3項の規定中「10人以内」とあるのは、施行日から前項に規定する期日の間に限り、「14人以内」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年12月21日条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の久留米市個人情報保護条例及び第2条の規定による改正後の久留米市情報公開条例の規定中不服申立てに関する部分は、この条例の施行の日以後にされた処分その他の行為に係る不服申立てについて適用し、この条例の施行の日前にされた処分その他の行為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第54号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○久留米市行政手続条例

平成8年12月24日

久留米市条例第24号

改正 平成16年3月30日条例第3号

平成16年12月28日条例第127号附則第3項

平成20年12月26日条例第41号

平成21年3月30日条例第15号附則第4項

平成25年12月20日条例第38号

平成26年12月17日条例第55号

平成27年12月21日条例第52号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第4章 行政指導（第30条—第34条の2）

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）

第5章 届出（第35条）

第6章 雑則（第36条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）の規定の趣旨にのっとり、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところに

よる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、福岡県の条例、福岡県の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに久留米市の条例、久留米市の執行機関の規則及び公営企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 条例等 久留米市の条例、久留米市の執行機関の規則及び公営企業管理規程並びに福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則（福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則については、地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく福岡県の条例により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等（第6条第2項、第8条第1項、第10条、第11条及び第4章においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
 - ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づき久留米市に置かれる執行機関、久留米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和44年久留米市条例第1

5号)第6条第1項に規定する管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（平16条例127・平20条例41・平21条例15・平25条例38・平26条例55・一部改正）

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決によってされる処分

(2) 議会の議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(3) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導

(4) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導

(5) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員に該当する者をいう。）又は市の職員であつた者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接

の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は法第3章、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「県条例」という。）第3章及び第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 補助金等（久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分

（平16条例3・平26条例55・平27条例52・一部改正）

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（平26条例55・一部改正）

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

2 行政庁は、標準処理期間（法第6条、県条例第6条又は前項の規定に基づき定められた

期間をいう。以下同じ。) 内に申請の処理をすることができない場合においては、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、遅延の理由を説明するよう努めなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合又は許認可等に申請者に何らかの負担を伴う条件を付す場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由又は当該条件を付した理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令で許認可等の要件とされているものを行う場合において、必要と認めるときは、公聴会の開催、意見書の受取、協議会における協議(以下「公聴会の開催等」という。)その他適当な方法により当該申請に関する意見を聴く機会を設けることができるものとする。

2 行政庁は、公聴会の開催等を行う場合は、あらかじめその旨を告示し、かつ、申請者に

対し書面によりこれを通知しなければならない。この場合において、最初の告示は、当該申請に対する処分の標準処理期間内(標準処理期間が定められていない場合にあつては申請が到達した日から30日以内)にしなければならない。

- 3 行政庁は、公聴会の開催を行った場合にあつては議事録を、協議会における協議を行った場合にあつては議事録及び協議書(協議書を作成しない場合にあつてはその理由書)(以下「記録等」という。)を作成しなければならない。
- 4 行政庁は、公聴会の開催等を行ったときは、記録等又は提出された意見書、これらに対する行政庁の意見及び処分の内容を公にするものとする。ただし、公にすることが、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その理由を公にすれば足りる。
- 5 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(平26条例55・一部改正)

(複数の長が関与する処分)

第11条 申請に対する処分の事務を所掌する組織の長(以下「長」という。)は、申請の処理をするに当たり、他の長において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の長が関与する場合においては、当該複数の長は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定め

る意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則及び公営企業管理規程で定める処分をしようとするとき。

(平26条例55・一部改正)

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間

内に、同項の理由を示さなければならない。

- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(平26条例55・一部改正)

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(平26条例55・一部改正)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行

政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であった者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

(平26条例55・平27条例52・一部改正)

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一

の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(平２６条例５５・一部改正)

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第２３条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第２１条第１項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

２ 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第２１条第１項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第２４条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

２ 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

３ 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第１項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

４ 当事者又は参加人は、第１項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第２５条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第３項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第２２条第２項本文及び第３項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第２６条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第２４条第１項の調書の内容及び同条第３項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(平26条例55・一部改正)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の正当な権利の行使を妨げるようなことをしてはなら

ない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(平26条例55・一部改正)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(平26条例55・追加)

第4章の2 処分等の求め

(平26条例55・追加)

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(平26条例55・追加)

第5章 届出

(届出)

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

- 2 行政庁は、届出をしようとする者又は届出をした者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。
- 3 前項の規定は、法第37条の届出について準用する。

第6章 雑則

(写しの交付)

第36条 当事者等は、行政庁に対し、第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)の写しの交付を求めることができる。

- 2 当事者又は参加人は、行政庁に対し、第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、法第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)、法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書、県条例第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)並びに県条例第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。
- 4 前3項に規定する写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

(申請書の記載事項等の簡素化等)

第37条 行政庁は、申請書の記載事項及びその添付書類の簡素化、統一化等申請をしようとする者の負担を軽減するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関の規則及び公営企業管理規程で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月30日条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第127号附則第3項) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日条例第41号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第15号附則第4項) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日条例第55号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第52号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

久留米市民交流センターリスク分担一覧表

リスクの種類	内 容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更（※1参照）	○	○
物 価	物価変動により人件費、物件費等経費の増		○
金 利	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物 品等の損傷	経年劣化で小規模のもの	○	○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期（※2参照）	○	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者減及び収入減		○
個人情報保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
	不可抗力（※3参照）	○	○
損害賠償	管理運営上における事故（※4参照）	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

※1 指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更（法令の変更）

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 自然災害（台風、地震等）への対応

- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費は、市と指定管理者で協議します。
- ・市は、指定管理者に対する休業補償はしません。

※3 不可抗力への対応

- ・不可抗力により運営不可能になった場合は、市と指定管理者で協議します。
- ・市は、指定管理者に対する休業補償はしません。

※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害についてのリスクは、指定管理者が負うこととします。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害について、その主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うこととなります。